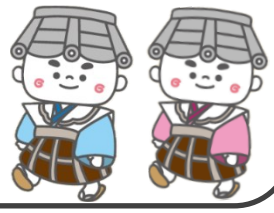
コミネット龍野

ユニケーション　＆　ワーク

地域の宝を磨くまちづくり

Vol.３５（R８.５月発行）



「コミネット龍野」は、龍野地区にお住まいの皆様に、歴史と文化を活かした取組や話し合いの経過などをお知らせする広報誌です。

伝統的建造物をお持ちの方へ（特定物件の募集）

所有者が伝統的建造物を将来にわたって保存することに同意（「特定化」と言います。）された場合、その伝統的建造物は『特定物件』として登録され、次の支援を受けることが出来ます。

新たに特定化を希望される方は、必要書類等のご案内をしますので、まずは市町おこし課までご連絡ください。すでに特定化されている物件（分布図参照）は手続きの必要はありません。

なお、物件登録は年１回の官報告示が必要なため、**期日を過ぎてからの受付は出来ません**のでご注意ください。

◆対象物件◆

・伝統的建造物（昭和 20 年までに建築された建築物、工作物（門・塀等））

◆提出期限◆

令和８年８月１９日（水）　**※様式は市窓口又は郵送でお渡しします。**

◆支援策◆（特定物件の場合）

・修理費用の補助

建築物：補助上限額 800 万円（補助率 8/10）

工作物：補助上限額 300 万円（補助率 8/10）

・固定資産税及び都市計画税の減免

建物：非課税

土地：1/2（特定物件の土地（宅地）に限る）

・相続税の軽減

相続時に**特定物件及び宅地の**評価額を３割軽減



特定物件を希望される方へ　※必ずお読みください

特定物件として登録された場合、将来にわたって**解体・除却が出来ません**。

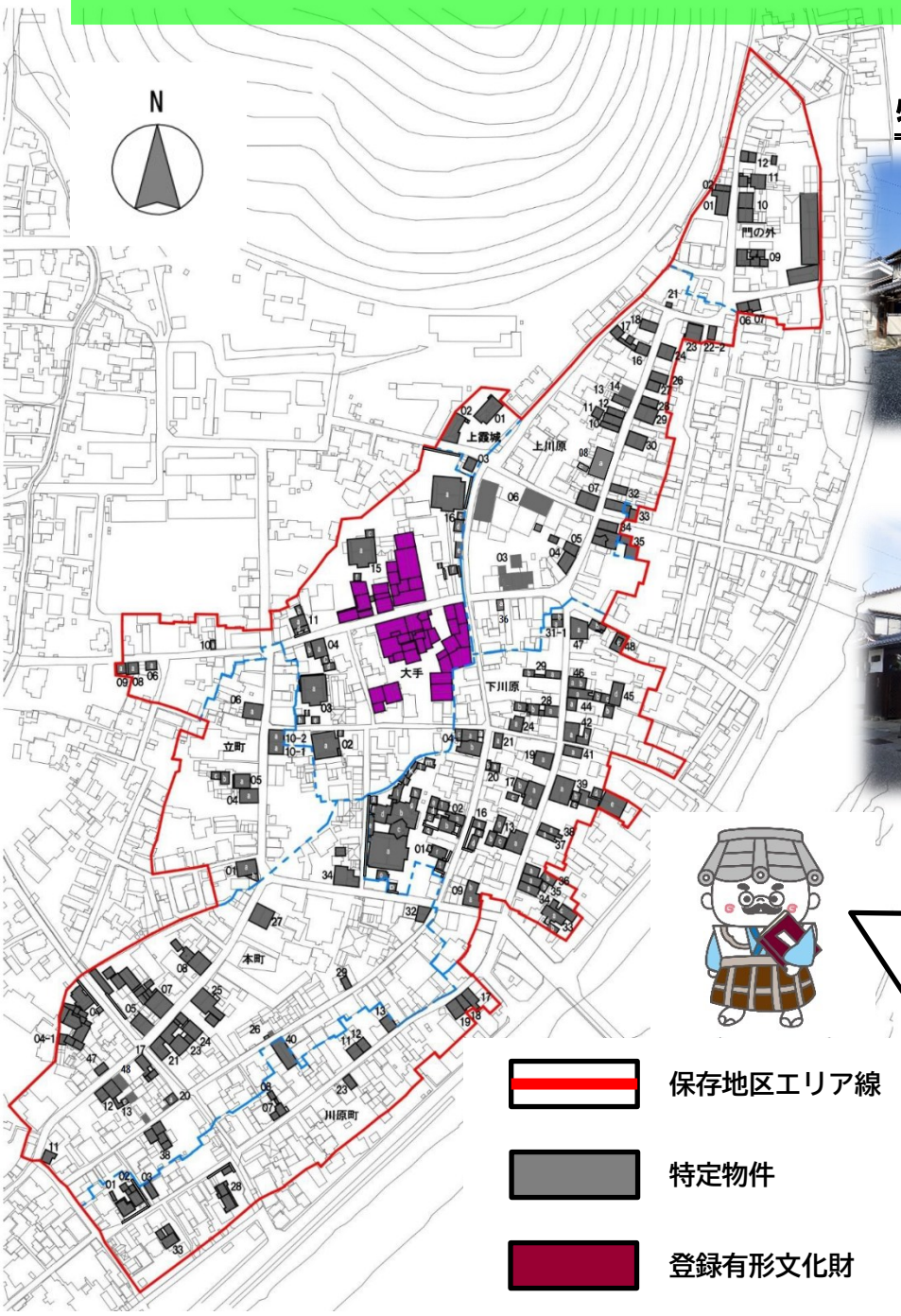
また、相続や売買等で所有者の変更があっても、原則、特定物件の解除は出来ません。

現所有者の方だけでなく、関係者の皆さんとよく話し合った上で、お申込ください。

問合せ先

たつの市都市政策部町おこし課　（TEL：0791-64-3077　FAX：0791-63-2594）

特定物件（建築物・工作物）分布図



保存地区エリア線

特定物件

登録有形文化財

特定物件の修理例





特定物件は地域の大切な宝もの！
修理事業では、所有者様、地域の皆様のご協力のもと、１軒１軒の持つ特徴を調べ、一番歴史的に輝いていた姿に戻しています。

特定物件登録の事前相談 ※1 → 同意書の提出 8/19 → 現地調査 ※2 8月末 → 市保存審議会で登録の可否を審査 10月頃 → 保存活用計画の変更、告示 12月末 → 特定物件登録の官報告示 1月末

※１　建築年代や登録を希望されている物件の範囲を確認します。
※２　外観目視の他、必要に応じて内部も調査しますのでご協力お願いいたします。